

# 栃木県産業廃棄物実態調査業務委託仕様書

## 1 調査の目的

栃木県内の事業所から排出される産業廃棄物の発生及び処理の状況のほか、県内の産業廃棄物処分業者による処理の実態（県外事業所から排出される産業廃棄物の県内における処理状況も含む）を総合的に調査し、その現状把握とともに将来予測を行うことにより、次期栃木県資源循環推進計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 履行期間

契約日から令和7（2025）年3月21日まで

### (2) 業務内容

ア 産業廃棄物の発生及び処理の状況に係る調査

（ア）事業所の産業廃棄物排出・処理実態に係るアンケート調査

（イ）資料調査

（ウ）調査結果の集計、内容精査

（エ）現況推計、将来予測

イ 事業者及び産業廃棄物処分業者の意識調査

ウ 産業廃棄物処分業者の処分実績集計

エ 管理型産業廃棄物最終処分に係る現況把握及び将来予測等の調査

（ア）県内の管理型産業廃棄物最終処分量の現況把握及び将来予測

（イ）本県周辺の管理型産業廃棄物最終処分場の現況把握及び将来予測

（ウ）県内処理・県外処理のコスト比較

（エ）整備・運営に係る実態調査（公共関与型処分場及び民間処分場）

（オ）その他必要な調査

オ 報告書の作成

## 3 産業廃棄物の発生及び処理の状況に係る調査

### (1) 事業所の産業廃棄物排出・処理実態のアンケート調査

ア 調査対象区域

栃木県内全域

イ 調査対象期間

令和5（2023）年度

（令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年3月31日まで）

ウ 調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める使用済自動車とする。

## エ 調査の方法

調査は、『産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版（平成22年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）』を参考に実施すること。

調査結果は、『令和元（2019）年度栃木県産業廃棄物実態調査報告書』（令和2（2020）年2月）に準じて取りまとめること。

## オ 調査対象者

### (7) 対象者

栃木県内に所在する事業所から、調査対象業種の特性や事業規模等を考慮の上、約6,000者を抽出する。多量排出事業者は必ず抽出するものとし、その他の業種別の抽出方法及び対象事業者数は、県と協議の上、決定するものとする。

### (4) 対象業種

日本標準産業分類に基づく業種区分のうち、次の業種を中心に調査対象とする。ただし、調査対象期間における多量排出事業者は、業種区分にかかわらず対象とする。

大分類	
A 農業、林業	I 卸売業、小売業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	K 不動産業、物品賃貸業
D 建設業	L 学術研究、専門・技術サービス業
E 製造業	M 宿泊業、飲食サービス業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	N 生活関連サービス業、娯楽業
G 情報通信業	P 医療、福祉
H 運輸業、郵便業	R サービス業（他に分類されないもの）

## カ 調査内容

事業所の概要、活動量指標（製造品出荷額等、元請完成工事高、従業員数など）及び産業廃棄物の発生から最終処分までの状況等を調査する。

## キ 調査票の作成、発送、回収等

調査票は、調査対象業種の発生廃棄物や処理状況の特性を考慮し、県と受託者が協議の上作成する。

調査対象事業者へ郵送により調査票の発送・回収を行う。なお、調査票の電子データでの提出に対応すること。

また、調査精度向上の観点から必要な回収率を確保するため、適切な時期に未回答事業者に対する督促を行うこと。

## (2) 資料調査

農業に係る産業廃棄物の排出及び処理の実態については、県保有の既存資料により調査する。

### (3) 現況推計及び将来予測

業種別、種類別に、産業廃棄物の排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量について、調査対象期間である令和5（2023）年度の状況を推計するとともに、現行計画の目標年度である令和7（2023）年度、令和12（2030）年度及び令和17（2035）年度の将来予測を行うこと。

### (4) 調査スケジュール（予定）

令和6（2024）年6月	調査票作成
7月	調査票発送
7～9月	調査票回収、集計、督促
10～12月	現況推計、将来予測

## 4 事業者及び産業廃棄物処分業者の意識調査

### (1) 事業者の意識調査

#### ア 調査対象者

3(1)オ(ア)で抽出した排出事業者（約6,000者）

#### イ 調査内容

廃棄物の減量化や再資源化等に係る意識について調査する。

#### ウ 調査票の作成、発送、回収等

調査票は、県と受託者が協議の上作成する。

なお、調査票の発送等は3(1)キに合わせて実施することができる。

#### エ 調査スケジュール（予定）

3(4)のスケジュールと同様とする。

### (2) 産業廃棄物処分業者の意識調査

#### ア 調査対象者

栃木県内に所在する産業廃棄物処分業者の全数（約200事業者）

#### イ 調査内容

廃棄物の適正処理の推進等に係る意識について調査する。

#### ウ 調査票の作成、発送、回収等

調査票は、県と受託者が協議の上作成する。

調査対象者へ郵送により調査票の発送・回収を行う。なお、調査票の電子データでの提出にも対応すること。

適切な時期に未回答事業者に対する督促を行うこと。

#### エ 調査スケジュール（予定）

令和6（2024）年6月	調査票作成
7月	調査票発送
7～9月	調査票回収、集計、督促

## 5 産業廃棄物処分業者の処分実績集計

県内の産業廃棄物処理業者（約 200 者）における産業廃棄物の処理の実態について、県が提供する産業廃棄物処分業実績報告（令和 5（2023）年度実績）に係るデータにより集計を行う。

## 6 管理型産業廃棄物最終処分に係る現況把握及び将来予測等の調査

### (1) 調査内容

#### ① 県内の管理型産業廃棄物最終処分量の現況把握及び将来予測

##### ア 調査内容

県内から排出される産業廃棄物について、廃棄物の品目ごとに排出量の現況把握及び将来的な傾向の予測を実施する。

なお、将来的な傾向の予測は、令和 37(2055)年度までの予測とすること。

##### イ 調査方法・分析方法

調査及び分析の手法については、受託者が提案の上で、県と受託者の協議により決定する。

#### ② 本県周辺の管理型産業廃棄物最終処分場の現況把握及び将来予測

##### ア 調査内容

本県周辺の管理型最終処分場の施設数、分布、残余容量、他県排出廃棄物の受入規制等の現況把握と将来的な傾向の予測を実施する。

なお、ここでいう「本県周辺」とは本県と地理的に隣接した地域及び本県から排出される管理型産業廃棄物の現状における搬出先地域を中心に県と受託者が協議の上でエリアを決定することとする。

また、将来的な傾向の予測は、令和 37(2055)年度までの予測とすること。

##### イ 調査方法・分析方法

廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省所管）等の既存資料の分析や、関係事業者へのアンケート調査、聞き取り調査等により実施する。

調査及び分析の手法については、受託者が提案の上で、県と受託者の協議により決定する。

#### ③ 県内処理・県外処理のコスト比較

##### ア 調査内容

管理型産業廃棄物を県内処理する場合と県外処理する場合の排出事業者等の処理コスト（運搬費用及び処理費用等を含めたトータルコスト）を調査・比較する。

##### イ 調査方法・分析方法

3(1)及び4(1)で実施する関係事業者へのアンケートにおいて、本調査に必要な

な項目を追加して調査するほか、関係事業者への聞き取り等により補完調査を行う。

その他、調査及び分析の詳細な手法については、受託者が提案の上で、県と受託者の協議により決定する。

#### ④ 整備・運営に係る実態調査（公共関与型処分場及び民間処分場）

##### ア 調査内容

管理型産業廃棄物最終処分場の計画、建設、運営及び維持管理等の各段階における実態を把握するため、既存施設の実情や課題を調査、分析する。

なお、調査項目は以下を中心として受託者が提案の上で、県と受託者の協議により決定する。

- ・施設概要（構造形式、埋立面積、埋立容量、埋立方式、埋立地の構造、付帯設備の内容 等）
- ・事業概要（事業主体、埋立期間、管理期間、事業着手から稼働までに要した期間、許可品目 等）
- ・処理状況（受入条件及び設定理由、各項目の処理量、浸出水水質等）
- ・金銭面の実情や課題（各段階における事業コストや採算性 等）
- ・安全面の実情や課題（安全対策の内容 等）

##### イ 調査方法・分析方法

既存資料の分析や、処分場の運営事業者等へのアンケート調査、聞き取り調査等により実施する。

なお、調査にあたっては、埋立容量が概ね 50 万 m<sup>3</sup>以上の施設について民間の施設と公共関与型の施設を同数程度（概ね 3～5 施設前後）調査するものとし、調査・分析の結果は原則、定量的な指標を用いて各施設を比較可能な形として整理すること。

その他調査及び分析の詳細な手法については、受託者が提案の上で、県と受託者の協議により決定する。

#### ⑤ その他必要な調査

上記①～④の他に、本県の管理型産業廃棄物最終処分場の現況や将来像を把握及び予測するにあたり補足的に必要な要素を抽出して、適切な方法で調査を行う。

要素の抽出、調査及び分析の詳細な手法については、受託者が提案の上で、県と受託者の協議により決定する。

### 7 中間報告書の作成

本仕様書 6 記載の調査内容についてのみ、委託期間中に 2 度、栃木県環境森林部資源循環推進課へ中間報告書を提出すること。

中間報告書の提出日は8/30（金）及び12/16（月）とする。

#### ア 報告書の内容

(1) 中間報告書（1回目）

本仕様書6記載の調査内容に係る集計結果（速報値）及び各調査内容の分析結果（想定）

(2) 中間報告（2回目）

本仕様書6記載の調査内容に係る集計結果（確定値）及び各調査内容の分析結果（仮確定）

#### イ 提出期限

(1) 中間報告（1回目）：8/30（金）

(2) 中間報告（2回目）：12/16（月）

#### ウ 提出先

栃木県環境森林部資源循環推進課

### 8 最終報告書の作成

#### ア 報告書の内容

(1) 栃木県産業廃棄物実態調査報告書 [A 4版 10部]

(2) 栃木県産業廃棄物実態調査報告書（概要版） [A 4版 10部]

(3) 管理型産業廃棄物最終処分場の需要調査報告書 [A 4版 10部]

(4) 上記報告書及び業務に関する調査結果の電子データ一式 [CD-ROM 2枚]

報告書はMicrosoft Word形式、調査結果のデータはMicrosoft Excel形式に対応したファイル形式で提出する。

#### イ 提出期限

令和7（2025）年3月3日

#### ウ 提出先

栃木県環境森林部資源循環推進課

### 9 その他

- (1) 調査結果について、過去の実態調査結果等、既存資料との整合確認を行うこと。
- (2) 業務の遂行に当たり知り得た情報等は、業務完了後に適切に処分すること。また、調査対象事業者から回収した調査票は、本業務完了後、県に提出すること。
- (3) 業務の遂行に当たり必要な資料は、受託者が適宜収集すること。
- (4) 委託期間の終了後においても、県が委託業務に係る成果品や調査内容について確認等を求めた場合は責任を持って対応すること。また、環境省が実施する行政組織等調査等の報告資料作成に協力すること。
- (5) 調査実施中、県と受託者で協議の上、追加の調査を実施することができるものとし、その他この仕様書に定めのない事項については県と受託者が協議の上、決定するものとする。